

労災保険関係再審査請求に係る医学的専門事項に関する業務委嘱要領

1 委嘱目的

労災保険の保険給付決定に係る再審査請求事件については、脳・心疾患やじん肺続発症等と業務との因果関係をめぐる事案のように、労働問題に関する知識と医学的専門知識が要求される事案が増加している。

また、再審査請求事件については、弁護士等の代理人がつく事件が増加しており、原処分庁や審査官が収集した医証に対抗する新たな医証を提出する事も多くなっており、再審査請求事件の公正かつ迅速な裁決のためには、これら膨大な医証の分析・検討を的確に行うことが強く求められている。

こうしたことから、労働問題に関する識見を有し、かつ、医学に関する学識経験を有する者に当事者が提出した医学的証拠等の書類や当審査会が収集した医証等を分析・検討させることにより、再審査請求事件の公正・円滑な処理に資することを目的とする。

2 委 嘱 内 容

前項の目的を達成するため、委嘱者は受託者に次の業務を行わさせるものとする。

- (1) 再審査請求人、同代理人から提出された医証等の分析・検討
- (2) 原処分庁から提出された医証等の分析・検討
- (3) 審査官から提出された医証等の分析・検討
- (4) 労働保険審査会（以下「審査会」という。）で収集した医証等の分析・検討
- (5) 学説、臨床例、論文等に照らした問題点の整理
- (6) その他(1) から(5) に関し、審査会が特に指示する事項

3 委嘱業務の実施方法

- (1) 委嘱者は、受託者に本要領による受託の意志を確認するものとする。
- (2) 受託者は、「承諾書」を委嘱者に提出するものとする。
- (3) 委嘱者は、「承諾書」により承諾した者について委嘱通知書の送付をもって委嘱を行うものとする。
- (4) 受託者は、審査会の下で委嘱者が指示した「事案」の医証を検討するものとする。
- (5) 受託者は、審査会の下で業務を行ったときは、「実績簿」に捺印するものとする。

4 受託者の資格

労働問題に関する識見を有し、かつ、医学に関する学識経験を有する者であること。

5 委 嘱 の 停 止

委嘱者は、審査会からの報告に基づき、受託者が次の各号に該当すると認められるときは、委嘱を停止することができる。

- (1) 受託者が業務を遂行する見込みがなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく本要領に違反した場合。

6 守 密 義 務

受託者は、業務遂行上知ることのできた秘密を他にもらしてはならない。また、その業務遂行後といえども同様とする。

7 そ の 他

本要領に定めのない事項については、その都度双方が協議して定めるものとする。

厚生労働省基発第 号
平成 年 月 日

殿

厚生労働省労働基準局長

労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項
に関する業務の委嘱について（依頼）

謹啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近時労災保険給付に係る再審査請求においては、再審査請求人に弁護士が代理人につく傾向にあることから、医証等についても様々な角度から意見が出されているところであり、当審査会としては医証の検討が不可欠となっております。

つきましては、御多忙中誠に恐縮に存じますが、貴殿に別添業務委嘱要領による業務を委嘱したく、格別の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本件業務委嘱について御承諾いただける場合には、別添承諾書に所要事項を御記入の上、御返送下さいますよう併せてお願い申し上げます。

謹具

承 諾 書

平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局長 殿

(氏名)

印

労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項に関する業務の委嘱について
(厚生労働省基発第 号平成 年 月 日付け)をもって依頼の
ありました業務委嘱については、これを承諾します。

通 知 書

殿

労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項
に関する業務の委嘱について

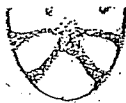
標記について、委嘱することとなりましたので通知致します。

平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局長

實 績 簿

[illegible]

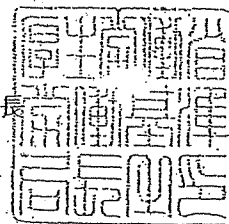


厚生労働省基発第0401015号

平成18年4月1日

加藤 繁夫 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項
に関する業務の委嘱について（依頼）

謹啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近時労災保険給付に係る再審査請求においては、再審査請求人に弁護士が代理人につく傾向にあることから、医証等についても様々な角度から意見が出されているところであり、当審査会としては医証の検討が不可欠となっております。

つきましては、御多忙中誠に恐縮に存じますが、貴殿に別添業務委嘱要領による業務を委嘱したく、格別の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本件業務委嘱について御承諾いただける場合には、別添承諾書に所要事項を御記入の上、御返送下さいますよう併せてお願い申し上げます。

謹具

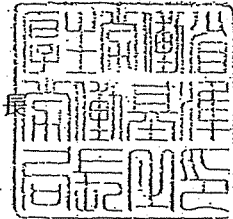


厚生労働省基発第0401015号

平成18年4月1日

広瀬 徹也 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項
に関する業務の委嘱について（依頼）

謹啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近時労災保険給付に係る再審査請求においては、再審査請求人に弁護士が代理人につく傾向にあることから、医証等についても様々な角度から意見が出されているところであり、当審査会としては医証の検討が不可欠となっております。

つきましては、御多忙中誠に恐縮に存じますが、貴殿に別添業務委嘱要領による業務を委嘱したく、格別の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本件業務委嘱について御承諾いただける場合には、別添承諾書に所要事項を御記入の上、御返送下さいますよう併せてお願い申し上げます。

謹具

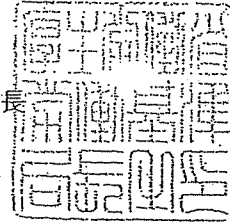


厚生労働省基発第0401015号

平成18年4月1日

白井 康正 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険再審査請求事案に係る医学的専門事項
に関する業務の委嘱について（依頼）

謹啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近時労災保険給付に係る再審査請求においては、再審査請求人に弁護士が代理人につく傾向にあることから、医証等についても様々な角度から意見が出されているところであり、当審査会としては医証の検討が不可欠となっております。

つきましては、御多忙中誠に恐縮に存じますが、貴殿に別添業務委嘱要領による業務を委嘱したく、格別の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本件業務委嘱について御承諾いただける場合には、別添承諾書に所要事項を御記入の上、御返送下さいますよう併せてお願い申し上げます。

謹具

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
4月10日		16-285号 [REDACTED]に係る質問事項 胸部エックス線写真・CT所見により、石綿との関連性は見られるのか。 16-300号 [REDACTED]に係る質問事項 エックス線写真による所見から、「胸膜肥厚斑」の存在如何。

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
5月18日		15-486号 XXXXXXXXXXに係る質問事項 1 被災者は、自殺前に精神障害を発病したと判断できるか。 2 精神障害を発病した時期はいつか。 3 精神障害の病名は何か。 4 3の病名に罹患した場合、正常な認識・判断等ができる状態か。
月 日		
月 日		

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
6月22日		17-128号 [REDACTED]に係る質問事項 エックス線写真・CT写真による所見で被災者の疾病 については、「中皮腫」と判断して差し支えないか。 16-343号 [REDACTED]に係る質問事項 続発性気管支炎が認められるのはいつか。また、カル テから読み取れることはどのような状態か。

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
6月29日		15-98号 [REDACTED]に係る質問事項 1 業務による心理的負荷強度の評価について、総合評価を「強」と認められるのか。 2 被災者の個体側要因として、「メランコリー親和型」とされているが、「ストレス脆弱性理論」との関係で、どのように評価されるのか。 17-39号 [REDACTED]に係る質問事項 請求人側が主張している精神障害についての種々のエピソードが精神障害発症に起因するか如何。

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
7月24日		17-151号 [REDACTED]に係る質問事項 頰椎捻挫で加療後症状固定となり、その後、「腰背部打撲後の腰部脊柱管狭窄」で再発請求がなされたが、請求人の症状が再発によるものか否か。 16-267号 [REDACTED]に係る質問事項 エックス線写真の所見から、請求人の症状は如何。 17-71号 [REDACTED]に係る質問事項 エックス線・MRI写真による所見から、請求人の症状は如何。 17-367号 [REDACTED]に係る質問事項 エックス線・MRI写真による所見から、請求人の症状は如何。 16-59号 [REDACTED]に係る質問事項 エックス線・MRI写真による所見から、請求人の症状は如何。

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
8 月 7 日		16-187号 [REDACTED]に係る質問事項 腰部エックス線写真による所見は如何。 17-133号 [REDACTED]に係る質問事項 左肩エックス線写真の所見から、習慣性脱臼は確認できるか。
8月21日		17-205号 [REDACTED]に係る質問事項 エックス線写真の所見如何。

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
9月 4日		17-400号 [REDACTED]に係る質問事項 エックス線写真の所見により、被災者の腰痛は、第1腰椎圧迫骨折及び第3、第4腰椎椎体の変形著名、椎間板変性著名か如何。 17-285号 [REDACTED]に係る質問事項 エックス線写真の所見如何。
9月25日		16-515号 [REDACTED]に係る質問事項 エックス線写真の所見如何。 17-285号 [REDACTED]に係る質問事項 エックス線写真の所見如何。

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
7月21日		17-109号 に係る質問事項 1 被災者は死亡時（自殺）に精神障害を発症していたと認められるか。また、重度ストレス障害や急性ストレス反応の発症は想定されるか。 2 担当医師は被災者について「うつ病親和的性格であった」と所見しているが、妥当か。

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
9月21日		17-298号 [REDACTED]に係る質問事項 1 請求人はうつ病を発症し、躁うつ病になったのか。あるいは、躁うつ病で当初は「うつ」の症状が表面にでていたのか。 2 内因（遺伝素因）、環境要因（社会因）をどのように理解した上で検討すべきか。 3 継続的な長時間労働は、精神障害の発症要因になるか。 17-42号 [REDACTED]に係る質問事項 1 被災者の精神障害の診断名は如何。 2 精神障害の発症日はいつと特定できるか。 3 精神障害の原因として、会社での一連の事件が心理的負荷として関わっていると思われるが、発症と相当因果関係があるのか。

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
10月16日		17-285号  に係る質問事項 胸部エックス線写真による請求人の症状について

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
11月 6日		1. 7-295号 [REDACTED]に係る質問事項 1 被災者の「耳鳴り」との関連如何 2 被災者が受けた硬麻チューピング施術についての妥当性如何
11月20日		1. 7-277号 [REDACTED]に係る質問事項 首の頸椎症は事故に起因するのか

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
12月 4日		17-507号  に係る質問事項 エックス線写真の所見如何
12月18日		17-438号  に係る質問事項 エックス線写真の所見如何 16-439号  に係る質問事項 エックス線写真の所見如何

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
10月19日		1.7-255号 [REDACTED]に係る質問事項 1 請求人は本件自殺未遂前に発病していたか 2 請求人は本件自殺未遂時に発病していたか 3 請求人は監督署担当官による聴取時に精神障害を罹患していたか

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
11月30日		17-369号 に係る質問事項 1 局精神部会では、適応障害と診断しているが、うつ病と判断できないか 2 同部会の診断した発症時期は妥当か 3 評価項目の内容は如何

實績簿

日付	押印	事項
11月28日		17-403号 [REDACTED]に係る質問事項 胸部エックス線写真により、アスベストとの因果関係 如何

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
1月9日		17-402号  に係る質問事項 エックス線写真、MRIについての所見如何
1月22日		17-505号  に係る質問事項 エックス線写真の所見如何。 16-219号  に係る質問事項 エックス線写真の所見如何。

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
2月5日		17-38号・106号 に係る質問事項 診療録の記載内容についての教示。 17-244号 に係る質問事項 請求人から提出された診断書の妥当性如何。
2月19日		15-231号 に係る質問事項 エックス線写真の所見如何。

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
3月5日		17-498号  に係る質問事項 請求人は様々な不定愁訴を訴えているが、エックス線写真の画像上も認められるものはあるか。
3月19日		17-447号  に係る質問事項 エックス線写真の所見如何。

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
1月18日		17-469号 [REDACTED]・[REDACTED]に係る質問事項 - 被災者は、精神障害を発病していたか。 - 被災者の精神障害発病時期は、いつ頃か。 - 心理的負荷を与える出来事としては、何を評価すべきか。

実 績 簿

日 付	押 印	事 項
3月29日		16-375号  に係る質問事項 請求人から新たに提出された意見書を踏まえると精神 専門部会の意見書は妥当であるか。
		